

施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項目	現 行	改 正				
施工プロセスチェック運用指針	別紙1 「施工プロセス」 チェックリスト	1 施工体制 I 施工体制一般	4 施工体制台帳、施工体系図	1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 2) 施工体制台帳の添付書類である下請負契約書（写）及び再下請負通知書を提出している。 3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。	1) 施工体制台帳を 作成し提出を行い、現場に備え付けている。 2) 再下請負通知書を作成し提出を行い、かつ現場に備え付けている。 3) 施工体系図を作成し提出している。		
		1 施工体制 II 配置技術者/現場 代理人・監理技術者・ 主任技術者	9 監理技術者 (主任技術者) (監理技術者補佐)	1) 配置予定、施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。 (監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。)	1) 配置予定技術者の資格要件等を現場代理人等通知等で確認した。 (元請人が配置する主任技術者や監理技術者等の技術者を確認する。)		
		2 施工状況 I 施工管理	1 3 施工管理	4) 現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。	4) 現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項に取り組み、その記録がある。		
	別紙2 施工プロセスチェックに基づく文書（通知・注意）	1 施工体制 I 施工体制一般	4 施工体制台帳、施工体系図	1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 2) 施工体制台帳に添付等、下請負契約書（写）及び再下請負通知書を提出している。 3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。	1) 施工体制台帳を 作成し提出を行い、現場に備え付けている。 2) 再下請負通知書を作成し提出を行い、現場に備え付けている。 3) 施工体系図を作成し提出している。		
				1 施工体制 II 配置技術者/現場 代理人・監理技術者・ 主任技術者	9 監理技術者（主任 技術者）の専任制	1) 配置予定、施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。	1) 配置予定技術者の資格要件等を現場代理人等通知書等で確認した。
				2 施工状況 I 施工管理	1 3 施工管理	4) 現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。 1 4 検査（確認を含む）及び立会い等の調整	4) 現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項に取り組み、その記録がある。 2) 段階確認 が適切に実施されている。
		ク施工プロセス 判断基準 （土木工 事編）	1. 施工体制 I. 施工体制一般	2 施工管理体制	2-1) 施工管理担当者が定められている。 2-3) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。 3 建設業退職金共済制度等	2-1) 施工管理担当者が定められている。 2-3) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。 3-3) 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。	<注 意 事 項> ④参考：施工計画書の作成の手引き（令和2年3月）参照 <注 意 事 項> ②参考：施工計画書の作成の手引き（令和2年3月）参照 <チェックポイント> 現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。
	施工プロセス 判断基準 （土木工 事編）	1. 施工体制 I. 施工体制一般	4 施工体制台帳、施	4-1) <u>施工体制台帳</u> を 作 4-1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 <判 断 基 準> 適正 適正な施工体制台帳が提出された。 <注 意 事 項> ① 施工体制台帳の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。 なお、施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。 ② 【施工体制台帳の作成等】：建設業法（第24条の7第1項） ・当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。 ③ 【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則（第14条の2から7） 1) 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。（発注者⇒元請負人） 2) 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し。（元請負人⇒下請負人） 3) 主任技術者等の資格を証する書面。（監理技術者資格者証の写し） 4) 主任技術者等の雇用を証する書面。 5) 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面。 6) 監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面。（配置した場合） 7) 作業員名簿（※一人親方を従事させる場合は、働き方チェックリストを提出させる。） 【3参考資料-Ⅲ その他-「4-1-3」働き方自己診断チェックリスト（一人親方確認用）」参照】 ④ 【施工体制台帳の提出等】：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第2項） ・公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。 ⑤ 【施工体制台帳】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-13、14）	4-1) 施工体制台帳を 作成し提出を行い、現場に備え付けている。 <判 断 基 準> 適正 適正な施工体制台帳が 作成され、添付書類も適切であり、提出及び現場備えが確認できた。 <注 意 事 項> ① 【 施工体制台帳の作成等 】 建設業法二十四条の八及び入契法第十五条第一項により、当該建設工事を施工するために下請け契約を締結した場合（無許可営業も含む）は、施工体制台帳の作成、発注者への提出、現場備えが必要。（公共工事においては下請け金額要件を撤廃） ② 当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として、国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した台帳の写しを提出しなければならない。（入契法第十五条第二項） ③ 【 施工体制台帳の添付書類 】（建設業法施行規則第14条の2第2項） 1) 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し 2) 主任技術者又は監理技術者が資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 3) 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し		

区分	項目	現 行	改 正
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）</p>		<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（主任技術者等の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。 <p>⑥【下請負人に対する通知】：建設業法施行規則 第14条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 <p>1)作成建設業者の商号又は名称 2)再下請負通知を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所</p> <p>⑦ 参考：【工事の下請負】長崎県建設工事共通仕様書（1-1-12）</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>⑧参考：【下請負人の健康保険等加入義務等】松浦市建設工事標準請負契約書第7条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。 	<p>④【下請負人に対する通知】建設業法施行規則第十四条の三</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負せた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。（電磁的映像画面での代用可） 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知することができる。 <p>この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす</p> <p>⑤【記載内容】長崎県建設工事共通仕様書 1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>施工体制台帳には、次の（1）～（3）を記載すること。</p> <p>（1）建設業法第二十四条の八第一項及び建設業法施工規則第十四条の二（作業員名簿含む）に掲げる事項</p> <p>（2）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>（3）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p>
	<p>4-2) 再下請負通知書を作成し提出を行い、現場に備え付けている。</p>	<p>タイトル</p> <p>4-2) 施工体制台帳の添付書類である下請契約書（写）及び再下請負契約書を提出している。</p> <p><判断基準></p> <p>適正 適正な書類が確認できた。</p> <p><注意事項></p> <p>①【再下請負通知】：建設業法（第24条の8第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法では、施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知しなければならない。 また、入契法（第15条第1項）においては、建設業法の規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」とすることが規定されている。 添付書類：再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し。 <p>②【（再）下請負通知書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、再下請負が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、再下請負通知書に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 <p>③（再）下請契約書及び下請代金内訳書の提出：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、下請契約を締結する場合は、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督員へ提出すること。 <p>【指導事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約書、見積書等により、法定福利費が明示され、下請金額に含まれていることを確認する。明示がない場合は、下請金額に法定福利費を含んだ金額で契約されていることが確認できるよう、見積書、下請契約書等に記載するよう指導する。 <p>施工体制台帳で、記載している下請建設業者のほか、交通誘導警備員、調査など当該工事内で積み上げ計上しているものも同様に指導する。</p>	<p>タイトル</p> <p>4-2) 再下請負通知書を作成し提出を行い、現場に備え付けている。</p> <p><判断基準></p> <p>適正 適正な再下請通知書が作成され、添付書類も適切であり、提出及び現場備えが確認できた。</p> <p><注意事項></p> <p>①【再下請負通知】：建設業法（第24条の8第2項）、入契法（第15条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法では、施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知しなければならない。 また、入契法（第15条第1項）においては、建設業法の規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」とすることが規定されている。 添付書類：再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し。 <p>②【再下請負通知書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、再下請負が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、再下請負通知書に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 <p>③再下請通知書及び下請代金内訳書の提出：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、下請契約を締結する場合は、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督員へ提出すること。 <p>【指導事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約書、見積書等により、法定福利費が明示され、下請金額に含まれていることを確認する。明示がない場合は、下請金額に法定福利費を含んだ金額で契約されていることが確認できるよう、見積書、下請契約書等に記載するよう指導する。
	<p>4-3) 施工体系図を作成し提出している。</p>	<p>タイトル</p> <p>4-3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。</p> <p><チェックポイント></p> <p>書類確認： 提出された資料により契約金額を確認する。</p> <p><判断基準></p> <p>適正 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に下請負金額が記入されているのが確認できた。</p>	<p>タイトル</p> <p>4-3) 施工体系図を作成し提出している。</p> <p><チェックポイント></p> <p>書類確認： 各下請負人の施工分担関係及び下請契約内容にふさわしい技術者等が配置されているか確認する。</p> <p><判断基準></p> <p>適正 提出された施工体系図により、施工分担関係及び下請契約内容にふさわしい技術者等の配置が確認できた。</p>

施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項 目		現 行	改 正
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）			<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、下請契約を締結した場合には、施工体系図「提出用」（下請区分、住所、代表者名、許可番号、請負金額の他必要事項を記載）を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。 ② 施工体系図「提出用」の確認 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、提出する施工体系図のみ下請負金額（建設業のみ）を記入する。但し、一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者、工期を記載する。 警備会社以外及び建設業以外の記載については、監督職員の指示によるものとする。 クレーン作業等の単価契約の場合は、契約時点の予定総額（1日当たりの単価×日数）を記入する。 受注者は、当初、変更毎に作成日を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 ②【施工体系図の表示内容】建設業法施行規則 第十四条の六 <ul style="list-style-type: none"> 作成建設業者の商号又は名称 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設工事の名称及び工期 ロ 発注者の商号、名称又は氏名 ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名 ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名 ホ 専門技術者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容 ・下請負人に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 商号又は名称 ロ 代表者の氏名 ハ 一般建設業又は特定建設業の別 ニ 許可番号 ・下請負人に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 建設工事の内容及び工期 ロ 特定専門工事の該当の有無 ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名 ニ 第十四条の二第一項第四号に規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容 ※他、安衛法に基づいた安全管理責任者等の明示（統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者） ③ 施工体系図の様式は、法令上、記載しなければならない事項が網羅されていれば、樹状図形式又は表形式のいずれでもよい。
	4-5) 施工体系図「揭示用」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。		<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ② 受注者は、当初、変更毎に作成日を記載する。 ③ 参考： <ul style="list-style-type: none"> 1) 建設業法第24条の8第4項 <ul style="list-style-type: none"> 当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該現場の見やすい場所に掲げなければならない。 2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第1項） <ul style="list-style-type: none"> 1) の規定の運用については、「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。 ④【現場の安全衛生管理体制について <ul style="list-style-type: none"> ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～】 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月2日付け31建企第245号 	<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ②【施工体系図の記載内容及び提出】：4-3) <注意事項>①②参照 ③【現場の安全衛生管理体制について <ul style="list-style-type: none"> ～中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について～】 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月2日付け31建企第245号 ・中規模建設工事現場（10～49人規模）において、元方事業者（元請）は、建設工事現場の状況の応じ、下記の（1）、（2）のどちらか一方を選任すること。
	4-6) 施工体系図に記載のない業者が作業していない。		<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ②【現場技術者等の腕章着用】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-51） <ul style="list-style-type: none"> 受注者が配置する現場代理人、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。 受注者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。 ③【施工体制台帳及び施工体系図】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14） 	<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ②【施工体系図の記載内容及び提出】：4-3) <注意事項>①②参照 ③削除
	4-9) 社会保険等の加入状況を記載している。		<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ③ 24建企第400号 平成24年10月30日付「長崎県建設工事共通仕様書の一部改訂（施工体制台帳並びに再下請負通知書の様式の変更）について（通知）」 <ul style="list-style-type: none"> 【施工体制台帳の記載事項等】：建設業法施行規則（第14条の2） 【再下請負通知を行うべき事項等】：建設業法施行規則（第14条の4） ・施工体制台帳において、健康保険等の加入状況を明記する。下請負人に関する事項においても同様。 ④【下請契約書及び下請代金内訳書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-13） <ul style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 2) 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督員へ提出すること。 	<注 意 事 項> <ul style="list-style-type: none"> ③【施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項及び添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳の記載事項及び添付書類：建設業法施行規則第十四の二に定められた事項。 ・再下請負通知書の記載事項及び添付書類：建設業法施行規則第十四の四に定められた事項。 ④参考：建設業法が改正され、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入が建設業許可の要件となった。

施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項目		現 行	改 正	
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）			⑤ 参考：適切な支払の指導と支払状況の確認（長崎県25建企第18号技能労働者への適切な賃金水準の確保について） ⑥ 参考：建設業法が改正され、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入が建設業許可の要件となった。	⑤削除 ⑥削除	
		5 建設業許可標識	5-1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。 <注 意 事 項> 【標識の掲示】：建設業法（第40条） 【工事現場に掲げる標識について】：長崎県建設工事施工管理基準（参-73） ① 建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示すること。 1) 商号又は名称 2) 代表者の氏名 3) 主任（監理）技術者の氏名 専任か非専任、資格名、資格者証交付番号 4) 一般建設業又は特定建設業の別 5) 許可を受けた建設業 6) 許可番号 7) 許可年月日 縦長さ25cm以上 横長さ 35cm以上 ② 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務は元請のみとする。（建設業法第40条） ただし、現場に掲示する施工体系図に下請業者が記載されていること。	<注 意 事 項> 【記載要領】 監理技術者制度運用マニュアル 最終改正令和7年1月28日版 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。 5 「許可を受けた建設業の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。 ※同項第1号（専任特例1号）、同項第2号（専任特例2号）	
	1. 施工体制	6 現場代理人	6-2) 現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。	<チェックポイント> 書類確認： 監督員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか聞き取りにより確認する。	<チェックポイント> 書類確認： 監督員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか書面により確認する。
	II. 配置技術者／現場代理人・主任技術者等	7 専門技術者の配置	7-1) 専門技術者を選任し、配置している。	<チェックポイント> 書類確認： 提出された施工体制台帳（図）等により確認する。 <注 意 事 項> ① 第26条の2第1項：土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 第26条の2第2項：建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においては、当該建設工事に関し工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。 例えば：内装工事の中の電気工事など ※政令で定める500万円以下の軽微な建設工事を除く。	<チェックポイント> 書類確認： 提出された施工体制台帳及び施工体系図により確認する。 <注 意 事 項> ① 第26条の2第1項：土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。 第26条の2第2項：建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においては、当該建設工事に関し工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（専門技術者）を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。 例えば：内装工事の中の電気工事など ※政令で定める500万円未満の軽微な建設工事を除く。
		8 作業主任者の選任	8-1) 作業主任者を選任し、配置している。	<注 意 事 項> 2) 1) 特定化学物質作業主任者：技能講習を修了した者 特定化学物質を取り扱う作業。金属アーク溶接等の作業	<注 意 事 項> 2) 1. 特定化学物質作業主任者：特定化学物質作業技能講習を終了した者 特定化学物質を取り扱う作業及び金属アーク溶接作業 ・ ・ 特定化学物質障害予防規則（第27条） 2. 金属アーク溶接作業主任者：金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了したものの 金属アーク溶接作業・ ・ 特定化学物質障害予防規則（第27条第2項） *金属アーク溶接以外の特定化学物質は対象外
	9 監理技術者（主任技術者）の専任制	9-1) 配置予定、施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。）	<チェックポイント> 書類確認： 元請人の監理技術者（監理技術者補佐含む）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。 <注 意 事 項> ① 【主任技術者及び監理技術者】 ・ 主任技術者（建設業法第26条第1項） 建設業者（建設業許可業者）は、請け負った建設工事（許可を受けた業種）を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければならない。 ※500万円未満でも、施工する建設工事の業種の許可業者であれば主任技術者の配置が必要。 （500万円未満で無許可業者であれば、主任技術者の配置は不要） ・ 監理技術者（建設業法第26条第2項） 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4、500万円（建築一式工事の場合は7、000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。 ・ 技術者の資格要件 主任技術者：3. 参考資料「I. 主任技術者となりうる資格一覧表」参照 監理技術者：監理技術者資格証 監理技術者講習終了証（H16.3.1～：建設業法施行規則第17条の14） H28.6.1以降：監理技術者資格証と監理技術者講習終了証は統合	<チェックポイント> 書類確認： 元請人の配置予定技術者の資格要件、資格者証、工事履歴（資格要件を実務経験とした場合）等を現場代理人等通知書及び添付書類により確認する。 <注 意 事 項> ① 【長崎県建設工事執行規則】：最終改正 令和7年12月23日 長崎県規則第51号 ・ 第3章 工事の管理（現場代理人及び主任技術者等） 第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。）以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日までに現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。 ② 【現場代理人等通知書（様式第12号（第21条関係））】 ※技術者は、「資格者証（写し）」を添付すること。 （実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。） 備考 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。なお、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額（4,500万円、建築一式工事の場合9,000万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。下請代金の総額が建設業法施行令第2条に定める金額（5,000万円、建築一式工事の場合8,000万円）以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。	




施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項目		現 行	改 正
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）			<p>3. 参考資料「Ⅱ. 監理技術者となりうる資格一覧表」参照 監理技術者補佐：主任技術者の資格を有する者のうち、一級土木施工管理技士補又は一級土木施工管理技士等国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接的な雇用関係にあることの確認 主任技術者：以下のいずれかにより確認。 1) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 2) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 監理技術者：以下のいずれかにより確認。 (監理技術者補佐) 1) 監理技術者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書） 2) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 3) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 <ul style="list-style-type: none"> 恒常的な雇用関係にあることの確認 主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月 監理技術者：以下のいずれかにより確認。 1) 監理技術者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書） 2) 健康保険被保険者証の交付年月 <p>注）裏書とは、建設業法施行規則17条の30に定める資格者証の記載事項を変更した場合、同規則第17条の31に基づき、指定資格証交付機関に記載事項の変更を届け出なければならず、届けが承認されると裏書きされた部分に財団法人建設技術者センター（通称「CE財団」という。）の刻印がされている。</p> <p>※一般競争入札工事については、入札参加時に求めた配置技術者の資格要件を満たす者。 ※監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）R4.12.23 恒常的な雇用関係の考え方については、入札の申込みがあった日（入札の執行日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要である。</p>	<p>2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。 ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。</p> <p>3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。</p> <p>4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」（注）を提出すること。 （注）現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。</p> <p>③【技術者の資格要件】 ・国土交通省 建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧（2025.12.18施行）参照 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf ・【施工プロセスチェックリスト】の手引き 参考資料（1） 3参考資料（Ⅰ.主任技術者となりうる資格一覧表、Ⅱ.監理技術者となりうる資格一覧表、Ⅲ.その他）参照 https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2026/02/1770943556.pdf</p>
	9-2) 現場に専任している。（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）不在の場合は適切な施工が出来る体制を確保していた。		<p><判断基準> 対象外 請負金額4,000万円未満の工事。</p> <p><注意事項> ①「専任」とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かなければならない。 ②【主任技術者及び監理技術者の設置等】：建設業法（第26条第3項） 公共性のある工作物に関する重要な工事である場合には、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。 ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事とは、国、地方公共団体発注等の工作物の建設工事で工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円） 以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。 ④ 現場を離れる場合においては、あらかじめ監督職員に連絡協議すること。 技術者制度運用マニュアルver5（Ⅲ現場代理人、主任技術者（監理技術者）共通）参照 ⑤ 6-1)の注意事項 ③ 及び6-2)の注意事項 ② を参照 ⑥【技術者の適正な配置について】：平成13年10月26日 13監第272号 【建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）】25監第321号 【建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（通知）】28監第163号 【建設業法施工令の一部を改正する法令について（通知）】 :令和4年12月23日付 4監第163号 【建設業法施行令の改正に伴う専任技術者の取り扱いについて】 : 令和4年12月23日付 長崎県4建企第407号</p>	<p><判断基準> 対象外 請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事</p> <p><注意事項> ※運用については、最新の通知や監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。 参考：監理技術者制度運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任） 土木部HP-要綱・要領等（公共事業入札契約制度関係） 3.指名、予定価格、競争参加資格・入札公告、配置技術者-（4）配置技術者 リンク先参照 https://www.pref.nagasaki.jp/bunru/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/</p>
	9-3) 施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。		<p><注意事項> ③【監理技術者等の職務】：監理技術者制度運用マニュアル（2-3） : 令和4年12月23日付け国不建第457号 施工担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督する総合的な役割</p>	<p><注意事項> ③【監理技術者等の職務】：運用については、最新の通知や監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。 参考：監理技術者制度運用マニュアル（二-三 監理技術者等の職務）</p>
2. 施工状況 I. 施工管理	1 2 施工計画書	12-1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、提出した。	<p>タイトル 12-1) 施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 <チェックポイント> 書類確認：施工に先立ち提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。</p> <p><判断基準> 施工（変更を含む）される前に提出され、共通仕様書に定められている項目を満足している。</p> <p><注意事項> ① 工事着手前に提出された工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について記載された施工計画書の内容について確認する。 ②【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-6） ・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表</p>	<p>タイトル 12-1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、提出した。 <チェックポイント> 書類確認：工事着手（変更を含む）に先立ち提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。</p> <p><判断基準> 適正 工事着手（変更を含む）される前に提出され、共通仕様書に定められている項目を満足している。</p> <p><注意事項> ・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>【施工計画書の作成の手引き】令和8年4月長崎県土木部建設企画課 ※施工計画書作成要領を参照 1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表 4) 安全管理 5) 指定機械</p>

施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項目		現 行	改 正
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）			2) 安全管理 5) 指定機械 6) 主要資材 7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む） 8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む） 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理 11) 環境対策 12) 就業時間 13) 現場作業環境の整備 14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 15) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画）※総合評価落札方式実施時のみ 16) その他 ・維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。 ・受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 ③【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-2） 44.工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または、測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。	6) 主要資材 7) 施工方法 8) 施工管理計画 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理 11) 環境対策 12) 就業時間 13) 現場作業環境の整備 14) 再生資源の利用の促進 15) 総合評価に関する事項 16) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） 17) その他
		12-2) 現場施工方法が施工計画書の記載内容と一致している。	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 ①、② を参照	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 【施工計画書の作成の手引き】 令和8年4月長崎県土木部建設企画課 ※施工計画書作成要領を参照
		12-3) 現場施工体制が施工計画書の記載内容と一致している。	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 ①、② を参照	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 【施工計画書の作成の手引き】 令和8年4月長崎県土木部建設企画課 ※施工計画書作成要領を参照
		12-4) 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 ①、② の項目について、他工事の内容ではなく当該工事についての内容となっていること。	<注 意 事 項> ・12-1)の注意事項 【施工計画書の作成の手引き】 令和8年4月長崎県土木部建設企画課 ※施工計画書作成要領を参照し作成しており、他工事の内容ではなく当該工事についての内容となっていること。
	13 施工管理（工事材料管理・出来形・品質管理、現場環境改善）	13-4)現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項に取組みその記録がある。	タイトル 13-4)現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。 <チェックポイント> 書類確認： 特記仕様書に定められた現場環境改善に取組んでいるか確認する。（受注者が独自で現場での現場環境改善に取組んでいるか確認する。） <注 意 事 項> ② 独自の取組みは、企業努力の範囲内で評価する。 ③ 快適トイレの試行設置：快適トイレの導入試行要領（長崎県2020年10月）、特記仕様書 ・設置状況及び快適トイレの標準仕様を満たしているかを確認。	タイトル 13-4)現場環境改善について、特記仕様書等に定められた事項に取組みその記録がある。 <チェックポイント> 書類確認：特記仕様書に定められた現場環境改善に取組んでいる記録を確認する。 <注 意 事 項> ② 快適トイレの試行設置：快適トイレの導入試行要領（2026年3月）、特記仕様書 ・設置状況及び快適トイレの標準仕様を満たしているかを確認。
14 検査（確認を含む）及び立会い等の調整	14-2) 段階確認の確認時期が、適切である。	<チェックポイント> 確認： 段階確認（種別、細別、確認時期、希望日時等）の依頼が適切に行われたか段階確認書で確認する。 <注 意 事 項> ① 監督員の「段階確認」については、公共施設の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理を行ううえで、非常に重要である、 ②【段階確認】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-24） ・受注者は、段階確認にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、確認可能日の概ね1週間前までに監督員に報告しなければならない。 ・受注者は、段階項目に関する管理資料（出来形、品質管理資料等）を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、監督員が押印した「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管し、完成時に提出しなければならない。 ・受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 ・段階確認は、監督員の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、受注者は施工管理記録簿、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。 ③ 遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」、「立会」等については、「長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領」20230403版による。	<チェックポイント> 確認：段階確認（種別、細別、確認時期、希望日時等）の依頼に基づき適切に実施されたか段階確認書で確認する。 <注 意 事 項> ①【段階確認】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-24 5, 6） ・受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期及び設計図書に示す確認時期に基づき、段階確認を受けなければならない。 ・受注者は、段階確認にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、確認可能日の概ね1週間前までに監督職員に報告しなければならない。 ・監督職員は、受注者から段階確認にかかる予定の報告を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに受注者に報告するものとする。 ・受注者は、確認項目に関する管理資料（出来形、品質管理資料等）を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管し、完成時に提出しなければならない。 ・受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 ・段階確認は、監督職員の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。 ②【段階確認の実施要領】（令和3年4月） ・請負者は、施工に先立ち、段階確認の種別、細別、確認時期、施工予定時期等を、施工管理計画として「施工計画書」に記載するものとする。（「施工計画書の作成の手引き」参照） ・請負者は、緊急を要するなどやむを得ない場合を除き、段階確認の実施日が官公庁の勤務時間外や休日とならないよう、工程管理に努めるものとする。 ③【長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領】（20230403版） 受注者は、遠隔臨場に当たり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。	

区分	項目		現行	改正															
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）	16 支給品及び貸与品	16-1) 受注者は、支給材料及び貸与品の支払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。	<注 意 事 項> ②【支給材料及び貸与品】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-21） ・受注者は、支給材料及び貸与品の受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	(1) 適用種別 本試行要領を適用する「段階確認」等の項目を記載する。 (2) 遠隔臨場の実施方法 本試行要領に基づいた「段階確認」等の実施方法（機器構成、仕様等）を記載する。 <注 意 事 項> ②【支給材料及び貸与品】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-21） ・受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ・受注者は、支給材料及び貸与品の受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。															
	17 建設副産物及び建設廃棄物	17-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	<注 意 事 項> ①計画書の作成・提出・説明義務 1) 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-23） ・受注者は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 2) 再生資源省令（第9条） ・元請建設工事事業者等は、下記に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合は、あらかじめ再生資源利用計画を作成し速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 3) 指定副産物省令（第8条） ・発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、下記に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を作成し、速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 <table border="1" data-bbox="964 871 1691 955"> <thead> <tr> <th colspan="2">再生資源利用計画（搬入）</th> <th colspan="2">再生資源利用促進計画（搬出）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>500m³以上</td> <td>建設発生土</td> <td>500m³以上</td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>500t以上</td> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>合計200t以上</td> </tr> </tbody> </table> ②確認結果票の作成、説明 1) 再生資源利用促進計画の作成にあたっては、確認結果票を作成し、建設発生土の運搬を行う者に対し確認の結果を通知するものとする。 ・確認事項 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。 搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項で宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可または届出がされていること。 その他、搬出先が適正であることの確認。 ③計画書等の掲示 1) 再生資源省令（第9条） ・元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げ又は再生資源利用計画の内容を記録したデジタルサイネージで表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 2) 指定副産物省令（第8条） ・元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録したデジタルサイネージで表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 ④受領書の交付 1) 再生資源省令（第5条） ・元請建設工事事業者等は、建設発生土を搬入したときは、搬入元に受領書を交付する。 2) 指定副産物省令（第6条） ・元請建設工事事業者等は、建設発生土を搬出したときは、搬出先に受領書の交付を求めるものとする。	再生資源利用計画（搬入）		再生資源利用促進計画（搬出）		土砂	500m ³ 以上	建設発生土	500m ³ 以上	砕石	500t以上	コンクリート塊		加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート塊	合計200t以上
再生資源利用計画（搬入）		再生資源利用促進計画（搬出）																	
土砂	500m ³ 以上	建設発生土	500m ³ 以上																
砕石	500t以上	コンクリート塊																	
加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート塊	合計200t以上																

区分	項目		現 行	改 正																																													
				<p>資源有効利用促進法の一定規模は前項の表1のとおりです。</p>  <p>○計画書の作成</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資源有効利用促進法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>一定規模以上</th> <th>一定規模未満</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">共通仕様書</th> <th>500万円以上</th> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <th>500万円未満</th> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </table> <p>○計画書の提示</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資源有効利用促進法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>一定規模以上</th> <th>一定規模未満</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">共通仕様書</th> <th>500万円以上</th> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <th>500万円未満</th> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </table> <p>○確認結果票の作成・提示</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="2">資源有効利用促進法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>一定規模以上</th> <th>一定規模未満</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">共通仕様書</th> <th>500万円以上</th> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <th>500万円未満</th> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </table>			資源有効利用促進法				一定規模以上	一定規模未満	共通仕様書	500万円以上	必要	必要	500万円未満	必要	不要			資源有効利用促進法				一定規模以上	一定規模未満	共通仕様書	500万円以上	必要	不要	500万円未満	必要	不要			資源有効利用促進法				一定規模以上	一定規模未満	共通仕様書	500万円以上	必要	不要	500万円未満	必要	不要
		資源有効利用促進法																																															
		一定規模以上	一定規模未満																																														
共通仕様書	500万円以上	必要	必要																																														
	500万円未満	必要	不要																																														
		資源有効利用促進法																																															
		一定規模以上	一定規模未満																																														
共通仕様書	500万円以上	必要	不要																																														
	500万円未満	必要	不要																																														
		資源有効利用促進法																																															
		一定規模以上	一定規模未満																																														
共通仕様書	500万円以上	必要	不要																																														
	500万円未満	必要	不要																																														
<p>施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）</p>	<p>18 指定建設機械類の確認</p>	<p>18-1) 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。</p>	<p><判断基準> 指定建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。</p> <p><注意事項></p>	<p><判断基準> 指定建設機械が、長崎県建設工事共通仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。</p> <p><注意事項></p> <p>①【環境対策】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-37）</p> <p>1. 受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>  <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>  <p>2. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>																																													

施工プロセスチェック運用指針（土木工事編）の改正箇所一覧表

区分	項目		現行	改正
施工プロセスチェック判断基準（土木工事編）	2. 施工状況	19 工程管理	19-3) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	<注 意 事 項> ③【 週休2日モデル工事の場合】：松浦市週休2日工事の試行要領（R7.10改正） ・出勤簿や出面表等を用いて現場開所の実施状況を確認する。また、対象期間中「週休2日工事」であることを現場周辺に「宣言」するための看板等が設置されているか確認する。 ・少なくとも4週5休を確保するものとする。
	II. 工程管理		19-4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	<注 意 事 項> ③労働基準法の改正により、建設業においても時間外労働の上限が罰則付きで令和6年4月1日から適用される。 ・原則、月45時間、360時間。臨時的な特別の事情がなければこれを越えることができない。また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、年720時間以内等の上限を越える時間外労働・休日労働ができない。
	IV. 対外関係	22 関係機関等	22-1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	<注 意 事 項> ④参考 ・所轄労働基準監督署提出書類 1. 特定元方事業開始報告…常時従事する労働者が10人未満は省略できる 2. 建築物機械等設置・移転・変更届…足場10m以上、吊り足場、張り出し足場等 3. 建設工事・土石採取計画届…圧気工法、31mを越える建築物、すい道、耐火 ・労働基準監督署長届出（工事開始14日前） 1. 最大支間50m以上の橋梁の建設 2. 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設 3. すい道等（含む斜坑）の建設（内部に人が立ち入らないものを除く） 4. 掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削（含むたて坑） ・労働局長審査（工事開始14日前） ・厚生労働大臣届出（工事開始30日前）
			<注 意 事 項> ④ 参考【関係官公庁等届出書例】 ●所轄労働基準監督署提出書類の例 ・共同企業体代表届（安衛法5、安則1） ・総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告（安衛法10・11、安則2～6） ・衛生管理者、産業医選任報告（安衛法12・13、安則7～15） ・建設物機械等設置・移転・変更届（安衛法88、安則59～89） ・建設工事、土石採取計画届（安衛法88、安則90～92） ・特定元方事業開始報告（安衛法30、100、安則664） ・総括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者選任報告（安衛法15・15の2、安則664） ・店社安全衛生管理者選任報告（安衛法15の3、安則664） ・時間外労働、休日労働に関する協定届（労働36） ・適用事業報告（労働104-2） ●建設工事計画届の例 ・労働基準監督署長届出（詳細は、安衛法88の3、安則90参照） ・労働局長審査（詳細は、安衛法89の2、安則94の2参照） ・厚生労働大臣届出（詳細は、安衛法88の2、安則89参照） ・「建設工事計画届」の添付書類（詳細は、安則91参照） 注意）事業内容により、上記以外にも関係機関への提出・届出・報告・許可承認等が必要な場合がある。	